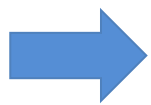


こんなときには・・・ 地方拠点強化税制を 活用できます！

- ✓ 東京にある事務所を地方に移転したい！
- ✓ 災害対策のため、本社機能を分散化したい！
- ✓ 地方にある事務所の建物を増築したい！
- ✓ 効率化のため、地方に研究所を集約したい！



設備投資額に応じて、税制優遇を受けられます (※) ！

詳細は裏面をチェック ✓

※事前に各都道府県の認定を受ける等、一定の要件を満たす必要があります。



地方拠点 強化税制

地方拠点強化税制（オフィス減税）とは？

- 企業が**本社機能**(管理部門や調査企画部門等を有する**事務所、研究所、研修所**)の全部/一部を、
- ✓ **東京23区から地方に移転**する場合、
 - ✓ **地方で拡充/東京23区以外から地方に移転**する場合に、
税額控除等の適用を受けることができます。

※ 都道府県から、一定の条件を満たす**整備計画の認定**を受けた企業が対象

オフィス 減税

オフィス減税の詳細は？

地方で**本社機能を有する施設**を整備する場合、**建物等の取得価額**に応じて、**特別償却/税額控除**を受けることができます。

- ✓ 対象となる施設：**事務所、研究所、研修所**
上記施設の新設と併せて整備する**子育て施設**
※ 業種に制約はありませんが、工場や店舗は対象外です。
 - ✓ 対象となる整備方法
 - **新築、増築、新築の購入（以下、「新築等」）**
 - **中古資産の購入・改修（令和8年度から追加）** ※改修は中古資産の購入に伴うものが対象であり、改修のみは対象外です。
- 東京23区から地方へ移転する場合（移転型事業）
新築等：特別償却：**25%** or 税額控除：**7%**
中古資産の購入・改修：特別償却**15%** or 税額控除**4%**
 - 地方で拡充する場合/東京23区以外から地方へ移転する場合（拡充型事業）
新築等：特別償却：**15%** or 税額控除：**4%**
中古資産の購入・改修：特別償却**10%** or 税額控除**2%**

オフィス減税の 上乘せ措置

令和8年度から、一定の要件（雇用増加数等）を満たす場合に、**税額控除率等を引き上げる**措置が受けられます

- ✓ 対象となる整備方法：**新築等** ※中古資産の購入・改修は対象外
- 東京23区から地方へ移転する場合（移転型事業）
特別償却：25% or 税額控除：7%→**8%**
 - 地方で拡充する場合/東京23区以外から地方へ移転する場合（拡充型事業）
特別償却：15%→**20%** or 税額控除：4%→**5%**

<詳細な要件、ご不明な点、ご相談などについては、担当部局までお問い合わせを！>

お問合せ先

03-3501-1697

内閣府 地方創生推進事務局（経済産業省 地域経済産業政策課内）

<その他、都道府県で独自の支援制度を設けている場合がありますので、各都道府県にもお問合せください！>